

生徒指導提要进行

平成23年2月23日 第27号

北海道教育庁学校教育局

参事（生徒指導・学校安全）

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導

第7節 インターネット・携帯電話にかかわる課題（生徒指導提要P175～P177）

1 教員として必要な知識を得る

適切な生徒指導の大前提として、ネットの現状や関連法令を十分に把握しておく必要があります。実際にも、児童生徒が受ける被害は次第に多様化・深刻化しています。総務省や文部科学省、警察庁などの関係省庁、国民生活センター、新聞社などのサイトで必要な知識を得ることができます。

2 違法・有害情報対策

アダルトサイト、違法薬物販売サイト、自殺方法に関するサイトなどネット上の違法・有害情報全般から児童を遠ざけるための法律が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」です。この法律は、携帯電話事業者、接続プロバイダ、パソコンメーカーに対して違法・有害情報フィルタリングの提供義務を課しています。この法律では保護者にも責務があることから、保護者に対し、家庭内で児童生徒も使用するパソコンについて、フィルタリングの利用を呼び掛けることが重要です。

3 メールに関するトラブル被害

アダルトサイトや出会い系サイトの勧誘、振り込め詐欺やワンクリック詐欺メールにも迷惑メールが使われています。通常のパソコン用メールソフトには迷惑メール対策機能が附属しており、携帯電話には、更に細かな受信・拒否設定が付いています。

コンピュータウイルスを媒介するメールも猛威をふるっており、児童生徒自身が被害を受けるだけでなく、サイバー攻撃などの踏み台にされるおそれもあります。高性能な対策ソフトも無償で提供されているので、パソコンには必ず対策ソフトを利用し、常に最新の内容に保つよう指導することが必要です。しかし、これらの機能も完全とはいええないことから、ウイルスの感染や架空請求などの被害を避けるため、不審なメールを開いたり、不審なメールに返信しないよう、指導することも大切です。

4 被害発生時の対処

加害者（発信者）にメールなどで削除を求めても、それに応じるとは限りません。また「ネットの匿名性」のために通常は加害者の特定が困難です。このような場合に備えて、後述のとおり通報・相談機関が設けられています。ケースに応じて利用すれば、早期解決の助力になります。それでも解決しなければ、権利侵害を受けた者は、「プロバイダ責任制限法」によって、発信に用いられた接続プロバイダや掲示板運営者に対し、削除の申し出や、発信者情報の開示を請求できます。

加害児童生徒が判明したときは、加害行為を繰り返さないために、安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気づかせ、ネットでは通信履歴が残るので、本当は「匿名性」など存在しないことを理解させることが大切です。

5 通報・相談窓口について

- サイバー犯罪については、都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口にご相談することができます。
- 法務省の人権擁護機関では、不当な差別情報などに関する人権相談を、各法務局の窓口で受け付けています。
- 違法・有害情報の通報受付窓口として、財団法人インターネット協会が運営する「ホットラインセンター」があり、警察への情報提供、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除依頼などを行っています。
- 社団法人テレコムサービス協会内に設置された「違法・有害情報相談センター」では、インターネット環境における違法・有害情報、安心・安全にかかわる無料相談を受け付け、相談員が内容に応じて助言しています。

生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。